

事務ガイドライン 第三分冊：金融会社関係 11 確定拠出年金運営管理機関関係 新旧対照表

改正後	現行
1 1 確定拠出年金運営管理機関関係 1 1 - 3 行為準則等に関する事項 確定拠出年金運営管理機関の行為準則、禁止行為等については、法第99条、100条及び金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（以下「金融サービス提供法」という。）第2条等に定めのあるところであるが、財務局長は、確定拠出年金運営管理機関の監督を行うにあたっては、次に掲げる事項に留意するものとする。 <u>1 1 - 3 - 1 加入者の最善の利益を勘案した誠実公正義務（金融サービス提供法第2条）</u> <u>確定拠出年金運営管理機関には、運営管理業の担い手として、社会に付加価値をもたらし、同時に自身の経営の持続可能性を確保していくために、加入者（金融サービス提供法第2条第1項に規定する加入者をいう。以下同じ。）の最善の利益を勘案しつつ、加入者に対して誠実かつ公正にその業務を遂行することが求められる。そのため、確定拠出年金運営管理機関は、必ずしも短期的・形式的な意味での利益に限らない「加入者の最善の利益」のあり方を考え、これを実現するために自らの規模・特性等を踏まえ、組織運営や商品・サービス提供も含め、加入者に対して誠実かつ公正にその業務を遂行する必要があること。</u> 1 1 - 3 - 2 運用方法の除外 (略) 1 1 - 3 - 3 法第100条第5号関係	1 1 確定拠出年金運営管理機関関係 1 1 - 3 行為準則等に関する事項 確定拠出年金運営管理機関の行為準則、禁止行為等については、法第99条、100条等に定めのあるところであるが、財務局長は、確定拠出年金運営管理機関の監督を行うにあたっては、次に掲げる事項に留意するものとする。 <u>(新設)</u> 1 1 - 3 - 1 運用方法の除外 (略) 1 1 - 3 - 2 法第100条第5号関係

事務ガイドライン 第三分冊：金融会社関係 11 確定拠出年金運営管理機関関係 新旧対照表

改正後	現行
(略)	(略)
11-3- <u>4</u> 法第100条第6号関係 (略)	11-3- <u>3</u> 法第100条第6号関係 (略)
11-3- <u>5</u> 主務省令第10条第1号関係 (略)	11-3- <u>4</u> 主務省令第10条第1号関係 (略)
11-3- <u>6</u> 主務省令第10条第2号関係 (略)	11-3- <u>5</u> 主務省令第10条第2号関係 (略)
11-3- <u>7</u> 主務省令第10条第4号関係 (略)	11-3- <u>6</u> 主務省令第10条第4号関係 (略)
11-3- <u>8</u> 主務省令第10条第6号関係 (略)	11-3- <u>7</u> 主務省令第10条第6号関係 (略)
11-3- <u>9</u> 主務省令第10条第7号関係 (略)	11-3- <u>8</u> 主務省令第10条第7号関係 (略)
11-3- <u>10</u> 主務省令第10条第9号関係 (略)	11-3- <u>9</u> 主務省令第10条第9号関係 (略)
11-3- <u>11</u> 主務省令第10条第10号及び第11号関係	11-3- <u>10</u> 主務省令第10条第10号及び第11号関係

事務ガイドライン 第三分冊：金融会社関係 11 確定拠出年金運営管理機関関係 新旧対照表

改正後	現行
(略)	(略)
1 1 - 3 - <u>1 2</u> 勧誘に係る一般的事項 (略)	1 1 - 3 - <u>1 1</u> 勧誘に係る一般的事項 (略)
1 1 - 3 - <u>1 3</u> 個人情報の保護に関する事項 (略)	1 1 - 3 - <u>1 2</u> 個人情報の保護に関する事項 (略)
1 1 - 3 - <u>1 4</u> 業務管理態勢 (略)	1 1 - 3 - <u>1 3</u> 業務管理態勢 (略)